

相続した空家や空地について、お困りのことはありませんか？  
令和6年4月から相続登記が義務化されています

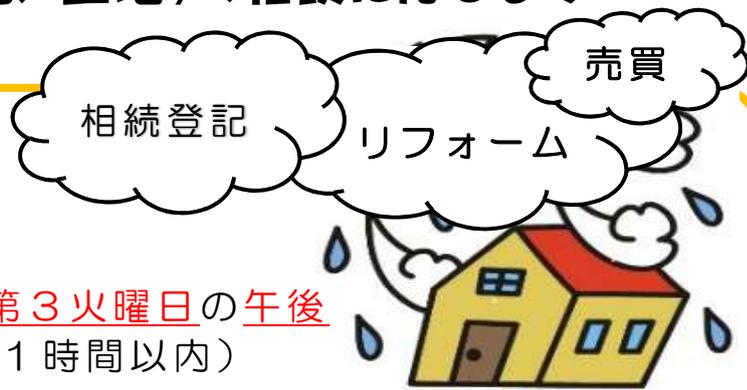
# 空家等無料相談会

## を実施します

各分野の専門家が空家等(空家・空地)の相談に応じます！  
お気軽にご相談ください！

### 相談会の概要

日	時	毎月第1火曜日・第3火曜日の午後 (相談時間：1組1時間以内)	
場	所	新宿区役所本庁舎8階(10番窓口へお越しください)	
対	象	新宿区内にある空家等の所有者及び所有者の関係者	
相	談	事項	空家等の維持管理や利活用に関する事項 (相続登記・リフォーム・売買など)
相	談	員	弁護士・司法書士・建築士・不動産専門家 (相談分野に応じた相談員が相談に応じます)



### 申込み方法(事前予約制)

- 相談会は事前予約制です。
- 申込み期限は各相談日の2週間前までとなります。
- 先着順で定員になり次第締め切りとなります。
- 下記の窓口又は電話でお申込みください。



相談会についてご不明な点がございましたら、下記窓口へお問い合わせください。

### 《申込み窓口》

新宿区役所(新宿区歌舞伎町一丁目4番1号)

- ・都市計画部 建築調整課(区役所本庁舎8階 10番窓口)  
電話：03(5273)3107 FAX：03(3209)9227
- ・環境清掃部 ごみ減量リサイクル課 まち美化係(区役所本庁舎7階 10番窓口)  
電話：03(5273)4267 FAX：03(5273)4070
- ・危機管理担当部 危機管理課 危機管理係(区役所本庁舎4階 13番窓口)  
電話：03(5273)4592 FAX：03(3209)4069